

施策評価調書

| | |
|------|--------|
| 対象年度 | 平成23年度 |
| 主管部 | 都市建設部 |
| 所管部 | 企画部 |
| | 財務部 |
| | 経済部 |

| | | |
|---------|---|----------------------|
| 施策の大綱 | 第 1 節 自然と都市が調和した快適で住み良いまち | (快適の創造) |
| 施策名(3桁) | 101 | 土地の有効活用と計画的なまちづくりの推進 |
| 基本方針 | <p>土地利用構想に基づき、地域の特性を踏まえて、都市的土地利用と自然的土地利用の調和を計画的に進めます。</p> <p>市街地や農村集落に適した機能の整備・充実を図り、機能を補完し合う都市構造の形成を目指します。</p> | |
| 達成目標 | <p>自然と都市が調和した土地利用が図られている。</p> <p>地域の特性に応じたまちづくりが進められている。</p> | |

| | 代表指標 | 現状値 | 実績 | | | 計画 | | 目標値 | |
|---|--|-------|-----|------|--------|---------|-------|-----|--------|
| | | (年度) | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | |
| 1 | 住みやすいと感じる市民の割合 | 79.9% | 数値 | 79.9 | - | 77.5 | - | - | 81.0% |
| | | H21 | 達成率 | 0.0% | - | -218.2% | - | - | |
| 2 | つくばエクスプレス沿線5地区の都市基盤整備進ちょく率(区画整理事業費ベース) | 33.1% | 数値 | 33.1 | 35.9 | 39.9 | 43.9 | - | 100.0% |
| | | H21 | 達成率 | 0.0% | 4.2% | 10.2% | 16.1% | - | |
| 3 | 地区計画の決定地区数(累計) | 10地区 | 数値 | 10地区 | 27地区 | 30地区 | - | - | 20地区 |
| | | H20 | 達成率 | 0.0% | 170.0% | 200.0% | - | - | |

| | |
|----------|--|
| 指標分析 | 指標1の満足率の低下は、市内1,380haで区画整理事業が展開されており、インフラが不十分な地域も多く、満足度を下げていると考える。指標2は、保留地処分の低迷などにより工事が予定通り進んでいないため、進捗率が伸びていない。指標3は、H22年度に増加しているが、研究学園地区の国や独立行政法人の研究所・大学などを対象とした地区計画を決定したことによるものである。 |
| 他市との比較 | 市域面積は、茨城県内で2番目に大きい。全国の約3割に当たる国及び独立行政法人などの試験研究・教育機関が立地しているのは、他市には見られないことである。 |
| つくば市の特殊性 | 茨城県や他市において人口減少が始まっているがつくば市は人口増が見込まれており、TX沿線開発や民間開発など大規模な開発が行われている。 |
| これまでの取組 | H19年度から区域指定制度を導入し、市政策に則った市街化調整区域における都市計画法の許可を可能としている。H13年度から、UR及び茨城県が施行するTX沿線開発の区画整理事業につくば市が約80億円を負担することにより、全体事業費1,045.7億円の事業を実施し、現在も進行中である。 |
| 課題 | TX沿線開発地区の土地区画整理事業は、景気の低迷により事業資金となる保留地の処分が進まず、造成工事等が計画通り進展していない。このため、事業計画期間内の完了が難しい状況である。期間の延長を含め、事業施行者と協議を進めたい。 |
| 今後の展開 | 土地利用を計画的に進めるため、都市計画法などの関係法令に基づき、適正な規制・誘導を行う。市街化調整区域については、農地法、農振法等や開発許可制度及び区域指定制度を適切に運用しスプロール防止を図る。 |

| 自己評価(主管部署評価) | | 評価区分 | :高い, :低い(取組の見直しが必要) |
|----------------|---|------|---------------------|
| 達成目標に対する取組の妥当性 | 自然豊かな市街化調整区域の土地利用については、優良農地の保全や適正な土地利用のため、農振法、農地法により規制誘導している他、開発許可・区域指定制度等により、スプロール化の防止が図られている。市街化区域内の土地利用については、地域の特性に応じた地区計画を決定することでまちづくりが推進されるなど、効果は高い。 | | |
| 代表指標に対する取組の有効性 | 区画整理事業は、道路や公園などの公共施設を整備・改善し宅地の利用増進を図る事業で、その進捗率は土地利用の進み方を知る上で有効である。地域の特性に応じたまちづくりを進める手法の一つに、地区計画があるが、その地区数については、特徴あるまちづくりを進める指標として有効と考える。 | | |
| 施策の必要性 | 適正な土地利用を進めるため農地法・農振法・都市計画法などを適正に運用し、良好な市街地形成のため土地区画整理事業を実施するなど、各施策の市へのニーズは高い。 | | |

| 施策番号 施策名 | H23決算額 | 取組実績 |
|------------------------------------|---------|--|
| | H24予算額 | 取組計画(状況) |
| 10101 地域の特性をいかした計 画的な土地活用の推進 | 25,581 | 農地の保全の観点から,農業振興地域整備計画促進協議会を3回開催した。土地利用の適正な誘導に関して,区域指定の概要や地区一覧をホームページ上で閲覧可能とした。また,開発許可は342件を許可した。地籍調査事業は,小野川 地区(0.48Km ² ,地権者約200名)の調査図作成・区域界復元を行った。 |
| | 33,241 | 優良農地の保全と適正な土地利用を図るとともに,区域指定については市民が見てわかりやすいホームページを検討する。 |
| 10102 活性化拠点の整備 | 250,295 | UR及び茨城県が施行するTX沿線開発5地区の土地区画整理事業に対し,つくば市が約2.5億円の負担(つくば市道の整備分)をすることにより,114.5億円の年次計画の事業を実施した。 |
| | 328,880 | 土地区画整理事業の完了年度が近づいていることから,事業施行者と最終負担額等について協議を進める。 |
| 10103 地区計画等に基づく規 制・誘導 | 6,728 | 地区計画の決定を3地区(中根・金田台,竹園第一,並木第一),変更を2地区(上河原崎・中西,研究教育施設第三)で行った。 |
| | 27,109 | 公務員宿舍廃止計画に柔軟に対応した規制誘導の検討 |
| 合計 | 282,604 | - |
| | 389,230 | - |

施策評価調書

| | |
|------|--------|
| 対象年度 | 平成23年度 |
| 主管部 | 都市建設部 |
| 所管部 | - |
| | - |
| | - |

| | | |
|---------|--|---------------|
| 施策の大綱 | 第 1 節 自然と都市が調和した快適で住み良いまち | (快適 の創造) |
| 施策名(3桁) | 102 | 快適で安全な道づくりの推進 |
| 基本方針 | <p>つくばエクスプレス各駅と各拠点とを結ぶ市内道路ネットワークの形成を計画的に推進していくとともに、道路の適切な維持管理、歩道や街路樹の整備、交差点改良等により、安全な道路の整備を進めます。</p> <p>広域交通の軸となる国道や県道のバイパス整備については、関係機関等との連携を図りながら促進を図ります。</p> | |
| 達成目標 | 快適かつ安全に道路を利用することができる。 | |

| | 代表指標 | 現状値 | 実績 | | | 計画 | | 目標値 | |
|---|--------------------------|-------|-----|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
| | | (年度) | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | |
| 1 | 道路整備について満足している市民の割合 | 56.7% | 数値 | 56.7 | - | 55.5 | - | - | 60.0% |
| | | H21 | 達成率 | 0.0% | - | -36.4% | - | - | |
| 2 | 市道の改良整備率 | 50.9% | 数値 | 51.0 | 51.1 | 53.3 | 54.0% | 54.5 | 55.0% |
| | | H20 | 達成率 | 2.0% | 4.1% | 58.5% | 75.6% | 87.8% | |
| 3 | ペDESTリアンデッキ改修整備率(赤塚・妻木線) | 40.4% | 数値 | 47.0% | 50.0% | 78.0% | - | - | 80.0% |
| | | H20 | 達成率 | 16.7% | 24.2% | 94.9% | - | - | |

| | |
|----------|---|
| 指標分析 | 市内には未だ狭隘で安全な通行が困難な路線や、経年劣化による道路施設の補修箇所が多く、さらには、東日本大震災により市内道路が被災したこともあり、道路改良整備により市民生活の環境について改善していく必要がある。また、市域の土地利用、経済活動の活性化と安全性、利便性を図るため市内及び広域道路ネットワークの形成も必要不可欠である。なお、ペDESTリアンデッキの改修は、まちづくり交付金を活用し順調に整備が進んでいる。 |
| 他市との比較 | 自治体の財政規模、地域の特性により数値目標の違いはあるが、全ての市町村で行われている事業である。22年度版の県内市町村道路現況によると、当市の改良率は44市町村のうち12番目となっている。なお、県内市町村道改良率の平均は36%である。 |
| つくば市の特殊性 | TX沿線開発による市内道路ネットワークの変遷に伴い、開発区域外においても計画的な道路整備による対応が望まれている。22年度版の県内市町村道路現況によると、当市の市道実延長は3,285,563mとなっており、44市町村のうち1番目となっている。 |
| これまでの取組 | 道路ネットワーク上、重要な役割を担う国道の整備促進要望、また、市道の整備及び維持管理に努めてきた。 |
| 課題 | 筑波研究学園都市建設から30年の経過と共に、学園地内の道路施設の老朽化が進んでおり、今後、維持管理費用が膨らむことが予想される。 |
| 今後の展開 | 道路整備計画、道路維持管理計画等の各種計画を基に、計画的かつ予防的な対応に転換し、費用の抑制及び平準化を図り、市道の整備・維持管理に努めていく。 |

| 自己評価(主管部署評価) | | 評価区分 | :高い, :低い(取組の見直しが必要) |
|----------------|--|------|---------------------|
| 達成目標に対する取組の妥当性 | 道路計画や地元要望をもとに、通行の安全確保と生活環境の改善のための取組を実施しているため、妥当性が高い。 | | |
| 代表指標に対する取組の有効性 | 毎年度の道路整備等の実績が、代表指標に直結される成果であるため、有効性は高い。 | | |
| 施策の必要性 | 施策に関わる事業主体は国・県・市であり、事業主体である道路管理者は道路ネットワークの機能確保と市民の安全・安心を確保しなければならないため、必要である。 | | |

| 施策番号 施策名 | H23決算額 | 取組実績 |
|-----------------------------|-----------|--|
| | H24予算額 | 取組計画(状況) |
| 10201 道路ネットワークの整備・ 拡充 | 268,245 | 道路ネットワークの形成に重要な国県道の整備促進要望,また,国庫補助金の有効活用による市道の整備を行った。 |
| | 427,440 | 国県道の整備促進の更なる要望,市道整備については,効率的な事業推進するため,引き続き国庫補助金による財源確保を行う。なお,市道1-18号線が今年度供用開始予定のため,工事費が増額となっている。 |
| 10202 道路環境の改善 | 904,748 | 地元要望に基づき作成した道路整備計画により,市内の未整備道路を改良し,また,排水整備により,冠水箇所の解消を行った。 |
| | 1,145,175 | 要望に基づく整備を全て行うことは難しいが,引き続き,緊急性のある道路を優先して整備を行っていく。なお,東日本大震災でH23年度に施工できなかった箇所の整備を今年度実施するため,工事費等が増額となっている。 |
| 10203 道路の適切な維持管理 | 166,966 | 老朽化した道路施設について,限りある予算の中で適切な対応を行った。 |
| | 166,489 | 道路維持管理計画等に基づき,修繕工事を行っていく。また,橋梁については,今年度修繕計画が策定できる見込みであることから,次年度以降予防的な対応を行い,費用の抑制及び平準化を図っていく。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | 1,339,959 | - |
| | 1,739,104 | - |

施策評価調書

| | |
|------|--------|
| 対象年度 | 平成23年度 |
| 主管部 | 都市建設部 |
| 所管部 | - |
| | - |
| | - |

| | | | |
|---------|--|---------------------|-----------|
| 施策の大綱 | 第 1 節 | 自然と都市が調和した快適で住み良いまち | (快適 の創造) |
| 施策名(3桁) | 103 | 河川の整備と水辺環境づくりの推進 | |
| 基本方針 | 一級河川について、国、県等の関係機関に要請して改修を促進し、普通河川については計画的に改修することにより、市民生活の安全確保を図るとともに、市民が自然に親しむ憩いの場としての河川沿岸の保全活用を図ります。 | | |
| 達成目標 | 河川の浸水被害がなく、水辺で親しむことができる。 | | |

| | 代表指標 | 現状値 | 実績 | | | 計画 | | 目標値 | |
|---|--------------------------|-------|-----|-------|-------|--------|--------|-----|--------|
| | | (年度) | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | |
| 1 | 緑や水辺の保全や自然環境に満足している市民の割合 | 72.6% | 数値 | 72.6 | - | 75.0% | - | - | 74.0% |
| | | H21 | 達成率 | 0.0% | - | 171.4% | - | - | |
| 2 | 八幡川護岸整備工事進捗率 | 63.6% | 数値 | 76.0% | 87.3 | 89.3 | 100.0% | - | 100.0% |
| | | H20 | 達成率 | 34.1% | 65.1% | 70.5% | 100.0% | - | |
| 3 | | - | 数値 | - | - | - | - | - | - |
| | | | 達成率 | - | - | - | - | - | |

| | |
|----------|---|
| 指標分析 | 河川への不法投棄が絶えない中、河川管理者は、河川空間と水環境の適正な保全と利用のため、地域住民との清掃活動による美化意識の啓蒙を図り、また、沿川住民の安全・安心な生活を確保するため護岸の浸食を防止する改修が必要である。 |
| 他市との比較 | 河川を管理している自治体は同様に行っている。当市は八幡川(普通河川)を管理している。国土交通省所管の河川事務所は、水戸市、潮来市及び筑西市に所在している。 |
| つくば市の特殊性 | TX沿線開発に伴い区画整理事業に関連する河川について改修が実施されている。 |
| これまでの取組 | 毎年、小貝川流域地区の住民と市職員により清掃活動を実施してきた。また、市が管理する八幡川については、年次計画により護岸整備工事を実施。 |
| 課題 | 不法投棄の根絶を図るための美化意識の更なる啓蒙と今後も継続していくため、いかに住民の美化意識を持ち続けてもらえるか。護岸整備区間前後に堆積している土砂等の撤去を今後どのように計画していくか。 |
| 今後の展開 | 現在年一回行っている清掃活動回数の見直し並びに参加数の増加を図る。住宅地が隣接する八幡川上流部の護岸整備計画を策定し、沿川住民の更なる安全・安心な生活を確保する。 |

| | | | |
|----------------|---|------|---------------------|
| 自己評価(主管部署評価) | | 評価区分 | :高い, :低い(取組の見直しが必要) |
| 達成目標に対する取組の妥当性 | 河川改修や環境美化など、沿川住民の安全のための取組を実施しており、妥当性が高い。 | | |
| 評価 | | | |
| 代表指標に対する取組の有効性 | 清掃活動による意識の啓蒙により市民の美化意識向上の効果が表れる。年次計画により進めている護岸整備工事の進捗状況の把握ができる。 | | |
| 評価 | | | |
| 施策の必要性 | 沿川住民の安全確保と環境美化推進のため必要である。 | | |
| 評価 | | | |

| 施策番号 施策名 | H23決算額 | 取組実績 |
|--------------------|--------|---|
| | H24予算額 | 取組計画(状況) |
| 10301 河川等の整備・改修 | 26,681 | 八幡川年次計画(平成17年度～24年度)により護岸整備工事を行った(L=92m)。 |
| | 40,000 | 今年度は年次計画最終年度となり,残り82m区間について護岸及び護床工事を実施する。なお,護床工事部分が増額となっている。 |
| 10302 親水空間の創出 | 0 | 安食地内から真瀬地内に至る小貝川左岸側の川沿住民517名と市職員により清掃活動を実施した。(清掃活動用の消耗品は,河川管理者である下館河川事務所から支給された。) |
| | 0 | 河川管理者である国土交通省下館河川事務所及び地元区会と調整を図りながら7月に実施する。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | 26,681 | - |
| | 40,000 | - |

施策評価調書

| | |
|------|--------|
| 対象年度 | 平成23年度 |
| 主管部 | 都市建設部 |
| 所管部 | - |
| | - |
| | - |

| | | |
|---------|---|-----------------|
| 施策の大綱 | 第 1 節 自然と都市が調和した快適で住み良いまち | (快適 の創造) |
| 施策名(3桁) | 104 | 魅力ある公園・緑地の保全と創出 |
| 基本方針 | <p>魅力ある都市公園の整備を計画的に推進するとともに、計画的に公園施設の更新及び長寿命化を図りながら適切な維持管理を行い、だれもが安心して利用できる公園づくりを進めます。</p> <p>既存緑地の保全や活用に努めるとともに、大規模開発においては適切な緑地の確保を図ります。</p> | |
| 達成目標 | 公園や緑地が計画的かつ適正に配置され、維持されている。 | |

| | 代表指標 | 現状値 | 実績 | | | 計画 | | 目標値 | |
|---|-----------------------|--------------------|-----|-------|--------|--------|--------|--------|---------------------|
| | | (年度) | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | |
| 1 | 公園や遊び場について満足している市民の割合 | 67.2% | 数値 | 67.2 | - | 66.9 | - | - | 69.0% |
| | | H21 | 達成率 | 0.0% | - | -16.7% | - | - | |
| 2 | 市民一人当たりの都市公園面積 | 9.54m ² | 数値 | 9.5 | 9.4 | 9.4 | 9.8 | 9.9 | 10.00m ² |
| | | H20 | 達成率 | 0.0% | -26.1% | -39.1% | 56.5% | 78.3% | |
| 3 | アダプト・ア・パーク活動団体数(累計) | 25団体 | 数値 | 26団体 | 30団体 | 32団体 | 33団体 | 34団体 | 30団体 |
| | | H20 | 達成率 | 20.0% | 100.0% | 140.0% | 160.0% | 180.0% | |

| | |
|----------|---|
| 指標分析 | <p>指標1の満足割合が下落したのは、計画通りの公園の供給が出来ていないためと考える。指標2の23年度がマイナスを示しているのは、市外から転入した人の増加によりポイントの下落を引き起こしたと考えられる。公園は、区画整理事業の進捗に伴い整備されるが、工事が予定通り進んでいないため公園面積に算入できないことも原因である。指標3の活動団体数の増加は、啓発活動を継続して行い地域環境美化の意識向上が図られたためと考える。</p> |
| 他市との比較 | 市民一人当たりの都市公園面積は、特例市32市中15位に位置する。近隣市では、竜ヶ崎市が10.76m ² で最大である。(H22年3月末現在) |
| つくば市の特殊性 | <p>研究学園地区においては、整備された公園や街路樹、国や独立行政法人の研究所・大学などの敷地内に確保された緑によって、緑豊かな環境が実現している。この緑環境を保全するため、地区計画を定めている。(緑地率目標を敷地面積の30%以上、建ぺい率の最高限度30%とする等)</p> |
| これまでの取組 | 市内の都市公園は、街区公園85カ所、近隣公園34カ所、地区公園5カ所、運動公園2カ所、緑地26カ所、合計153カ所、面積200.58haを開設。平成20年度から指定管理者制度を導入し、24の公園について管理・運営を行ってきた。 |
| 課題 | 指定管理の公園は老朽化が進んでいる公園が多いため、指定管理者と連携し計画的な修繕が必要である。アダプト・ア・パーク活動団体は、有志団体や子供会が多いため団体によっては事業の停滞化が見られる。 |
| 今後の展開 | アダプト・ア・パーク制度の啓発活動を強化することにより、自治会等の参加を増やし一層の地域環境美化意識を高める。 |

| 自己評価(主管部署評価) | | 評価区分 | :高い, :低い(取組の見直しが必要) |
|----------------|--|------|---------------------|
| 達成目標に対する取組の妥当性 | つくば市の公園や緑地は、都市計画決定している公園もあるほか、計画的に配置されており、現在進行中のTX沿線開発地区内の区画整理事業においても事業計画に公園位置が定められている。公園は、多くの市民が身近に利用する施設なので安全で安心して使いたいという市民の要求が強い。 | | |
| 評価 | | | |
| 代表指標に対する取組の有効性 | 公園や緑地に対する市民の満足度を向上させる取組を具体的に抽出し、実施していく必要がある。適正な維持管理や市民自らの管理などはその基礎となるものなので、安全で安心して使える施設の整備・維持管理は有効である。公園整備のスピードアップが望まれる。 | | |
| 評価 | | | |
| 施策の必要性 | 既存の公園や緑地に対しては、適正な維持管理が求められ、老朽化した施設は修繕も必要になる。TX沿線開発地区は事業の進捗が進み、今後も人口の増加が予想される。まちづくりの進捗にあわせ、計画されている公園については、今後も整備する必要がある。 | | |
| 評価 | | | |

| 施策番号 施策名 | H23決算額 | 取組実績 |
|----------------------|---------|---|
| | H24予算額 | 取組計画(状況) |
| 10401 緑地の保全・管理 | 251 | 「公園の里親」となって環境美化運動に協力した団体が、32団体(40公園)。 清掃作業,除草作業,花壇の手入れ,芝刈りなどを実施。 |
| | 159 | 自治会等への啓発活動を行い,地域環境美化意識を高める。 |
| 10402 公園の整備推進 | 4,526 | 新たに萱丸地区に一カ所の公園の供用を開始した。 |
| | 257,880 | 区画整理事業の進捗状況と,使用収益開始時期を見据えながら,整備着手を図る。葛城1号近隣公園整備工事を実施する。 |
| 10403 公園の適切な管理・運営 | 491,656 | 24の公園については,指定管理者による適正な管理・運営を行った。(指定管理委託料2.49億円)これ以外の公園については,植栽維持管理,施設修繕・改修,遊具点検を実施。(公園維持管理委託料等2.22億円) |
| | 486,780 | 老朽化に伴う計画的な修繕を行い,適正な維持管理を実施 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | 496,433 | - |
| | 744,819 | - |

施策評価調書

| | |
|------|--------|
| 対象年度 | 平成23年度 |
| 主管部 | 都市建設部 |
| 所管部 | - |
| | - |
| | - |

| | | |
|---------|---|-------------------|
| 施策の大綱 | 第 1 節 自然と都市が調和した快適で住み良いまち | (快適の創造) |
| 施策名(3桁) | 105 | 潤いと安らぎのある景観づくりの推進 |
| 基本方針 | つくばらしい景観資源を保全・活用するとともに、新たな市街地整備においては、周辺環境や景観に配慮したまちづくりを推進します。 | |
| 達成目標 | 潤いと安らぎを感じる景観を守り、楽しむことができる。 | |

| | 代表指標 | 現状値 | 実績 | | | 計画 | | 目標値 | |
|---|--------------------------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | (年度) | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | |
| 1 | つくば市の景観が優れていると感じている市民の割合 | 76.8% | 数値 | 76.8 | - | 76.9 | - | - | 78.0% |
| | | H21 | 達成率 | 0.0% | - | 8.3% | - | - | |
| 2 | 景観形成重点地区数(累計) | 10地区 | 数値 | 10地区 | 10地区 | 10地区 | 12地区 | 12地区 | 12地区 |
| | | H20 | 達成率 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% | 100.0% | |
| 3 | 違反広告物の除却件数 | 4,100件 | 数値 | 2,700 | 2,600 | 846 | 800 | 750 | 3,000件 |
| | | H20 | 達成率 | 127.3% | 136.4% | 295.8% | 300.0% | 304.5% | |

| | |
|----------|--|
| 指標分析 | 景観形成重点地区については、つくばエクスプレス沿線開発事業の進捗及び地区計画の決定等により追加すべき地区が生じたため平成24年度に景観計画の変更(地区数追加)を行ったものである。違反広告物の除却件数が減少しているのは、これまで実施してきた定期的な除却作業(23年度実績年36回)や各地区のボランティア団体(15団体)の活動により、違反広告物の掲出が抑制されたものと考えられる。 |
| 他市との比較 | 景観法に基づく景観計画策定は、県内においてつくば市を含め5市、屋外広告物法に基づく市町村屋外広告物条例制定は1市(水戸市)の状況である。 |
| つくば市の特殊性 | 緑に恵まれ、道路、公園等の都市施設が充実した研究学園地区の都市景観、筑波山に代表される自然景観や田園景観など、特色ある景観を有する。また、TX沿線では土地区画整理事業による市街地整備が進められ、新たな都市景観が形成されつつある。 |
| これまでの取組 | H19年に景観計画策定、景観条例制定を行った。景観計画は、H24年度に変更し景観形成重点地区を追加する予定である。市屋外広告物条例は、平成24年度に制定予定である。違反広告物(簡易除却広告物)の除却は、市、市民グループ(里親)、近隣市等との連携により進めてきた。 |
| 課題 | 景観形成は、事業効果が現れるまで長い時間を要し、継続的な取組が必要。違反広告物は、繰り返し広告物を掲出される場合が多く迅速な対応が求められる。 |
| 今後の展開 | 市民・事業者等への景観に対する意識向上を図るため、シンポジウムの開催や景観見学会を実施する。違反広告物の除却活動の継続や市民の協力による里親制度の連携に取り組む。 |

| 自己評価(主管部署評価) | | 評価区分 | :高い, :低い(取組の見直しが必要) |
|----------------|---|--|---------------------|
| 達成目標に対する取組の妥当性 | 景観をつくり、守り、育てるためには景観形成の目標を定め、市民・事業者の理解を深め協働して作業を行うことによって実現できるため、取組の妥当性は高い。 | 評価 | |
| 代表指標に対する取組の有効性 | | 特に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域は、景観形成重点地区として指定します。この地区においては、地区ごとの特性をいかした良好な景観の形成を促進する。景観を構成する要素の一つとして屋外広告物は、景観に与える影響が大きく、条例に基づき適正な掲出が望まれる。違反広告物の除却は、景観を守る上で重要である。 | 評価 |
| 施策の必要性 | つくば市は、市の形成過程からいくつかの景観特性がある。自然景観、学園都市に象徴される都市景観、TX沿線開発事業による新しい景観等、それぞれの地域に暮らす人々は、良好でその地区にふさわしい景観形成の実現を望んでいる。規制誘導を図る行政へのニーズは高い。 | 評価 | |
| | | | |

| 施策番号 施策名 | H23決算額 | 取組実績 |
|----------------------|--------|--|
| | H24予算額 | 取組計画(状況) |
| 10501 良好な景観の保全・創出 | 3,370 | つくば市景観計画第1回変更のパブリックコメントを実施。つくば市景観条例に基づく届出は、建築物30件、工作物5件、開発行為3件。 |
| | 3,236 | つくば市景観条例に基づく適切な事務執行に努め、良好な街並み景観の形成を図る。また、景観シンポジウムの開催や景観見学会を実施し、景観に対する市民意識向上を図る。 |
| 10502 景観づくりの推進 | 4,112 | 屋外広告物の許可については、新規1050件、更新3288件、変更24件。違法広告物撤去については846件。撤去は業務委託しており、36回実施した。15のボランティア団体も撤去を行った。 |
| | 6,966 | 24年度には、つくば市独自の規制誘導方策を検討し屋外広告物条例を制定する。違法広告物撤去は、継続的に実施し良好な景観形成に努める。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | 7,482 | - |
| | 10,202 | - |

施策評価調書

| | |
|------|--------|
| 対象年度 | 平成23年度 |
| 主管部 | 都市建設部 |
| 所管部 | - |
| | - |
| | - |

| | | |
|---------|---|--------------|
| 施策の大綱 | 第 1 節 自然と都市が調和した快適で住み良いまち | (快適の創造) |
| 施策名(3桁) | 106 | 良質な住環境づくりの推進 |
| 基本方針 | <p>だれもが安全に安心して住み続けられるような住環境づくりを進めるとともに、つくば市の特性をいかした付加価値のある高水準の住環境づくりを進めます。</p> <p>地域住民が主体となってまちづくりに取り組めるよう、地区計画等の制度を活用する等、協働のまちづくりを進める体制を確立します。</p> | |
| 達成目標 | 安全に安心して住み続けることができる。 | |

| | 代表指標 | 現状値 | 実績 | | | 計画 | | 目標値 | |
|---|--------------------------|-------|-----|-------|-------|--------|-------|-----|-------|
| | | (年度) | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | |
| 1 | 住宅環境について満足している市民の割合 | 66.2% | 数値 | 66.2 | - | 67.4 | - | - | 69.0% |
| | | H21 | 達成率 | 0.0% | - | 42.9% | - | - | |
| 2 | まちづくり活動団体への支援数(累計) | 0団体 | 数値 | 1団体 | 1団体 | 3団体 | - | - | 3団体 |
| | | H20 | 達成率 | 33.3% | 33.3% | 100.0% | - | - | |
| 3 | 住宅の耐震化率(昭和56年6月1日以降の建築物) | 77.0% | 数値 | - | 80.0% | - | 84.0% | - | 88.0% |
| | | H20 | 達成率 | - | 27.3% | - | 63.6% | - | |

| | |
|----------|--|
| 指標分析 | 住宅環境の市民満足度割合は、増加している。まちづくり活動団体への支援数は、平成23年度に2団体が追加された。地域的に見ると新市街地(TX沿線地区)1団体、学園地区1団体。住宅の耐震化については、平成20年3月に策定された「つくば市耐震改修促進計画」に基づき進められています。最終年度は27年度ですが、東日本大震災を経験し、前倒しの達成を目指しています。 |
| 他市との比較 | 公営住宅の管理戸数862戸は、特例市32市中24位。 |
| つくば市の特殊性 | TX沿線開発地区や研究学園地区内の建物は、建築時期が比較的新しいため耐震基準を満たしているものが多いが、その他の地区(既存集落等)には旧耐震(昭和56年以前に建築)の建物が多い。 |
| これまでの取組 | 過去の地震の教訓から、市民自らが地震に対する意識を高め建築物の耐震化に取り組むとともに、市が所有する公共建築物の耐震化を進めてきた。 |
| 課題 | 市営住宅24団地の内、12団地が耐用年数を超えている。今後は、市営住宅長寿命化計画の修繕計画に沿った具体的な施策の検討が必要である。既存集落は広い敷地を有しており、世帯を分離した住宅を敷地内に建築する傾向にあることから、既存の住宅の耐震化が進まない。 |
| 今後の展開 | 東日本大震災や近年多発する地震を契機に、耐震診断、耐震改修事業の周知を図る。民間の賃貸住宅情報を入手し、公営住宅入居希望者に助言・周知を図る。 |

| 自己評価(主管部署評価) | | 評価区分 | :高い, :低い(取組の見直しが必要) |
|----------------|--|------|---------------------|
| 達成目標に対する取組の妥当性 | 安全に安心して住める建築物に求められることは、地震等の際壊れないことである。耐震化を進め、災害に強いまちづくり推進のため、耐震に関する啓発活動や建築基準法などの適正な運用による取組は、目標達成の効果は高く、妥当性は高い。 | | |
| 代表指標に対する取組の有効性 | 地域住民が主体となったまちづくりは、地区ごとの特性を活かし地域にとってよりよいまちづくりを進めることができる。建築物の耐震化を進めるために、耐震計画の策定や啓発活動などの取組を実施し、その成果として耐震率アップが可能である。これらの取組は有効である。 | | |
| 施策の必要性 | まちづくりに関する市民の要望は多様化しており、地域の特性をいかしたまちづくりが求められている。まちづくりを進める手法として、まちづくり支援制度は行政が主導し、地域を育てるものである。建物の耐震化は、改修費用が高く市民自ら取り組む人は少ないのが現状である。行政が耐震化の重要性を周知し、市民の意識を高め耐震化を促進する必要がある。 | | |
| 評価 | | | |

| 施策番号 施策名 | H23決算額 | 取組実績 |
|------------------------|---------|--|
| | H24予算額 | 取組計画(状況) |
| 10601 安心・安全な住環境づくり | 2,889 | 木造住宅耐震診断士派遣事業45件,啓発活動(事業者向け研修会の開催,市民向け出前講座,耐震改修相談会の開催),耐震改修促進計画推進会議開催(2回) |
| | 5,325 | 昨年度事業に加え,新たに木造住宅耐震改修事業(5戸,250万円)を導入 |
| 10602 建築物の適正な規制・誘導 | 2,108 | 建築確認件数:市88件,民間1,567件 敷地制限条例:認定234件 中高層建築物指導要綱:96件 地区計画の届出:717件 違法建築物パトロール:現場数384その他通報43件 建築計画概要書:閲覧59件,写し交付1,251件 定期報告:特殊建築物157件 |
| | 6,449 | 違反建築物の速やかな対応と継続的な指導を行うとともに,パトロールを毎月実施する。民間からの確認検査データが法定の7日を超えて送付されてくるものがあるため,民間指定確認検査機関に行政指導をしていく。敷地制限条例については,条例の改正や現地調査のあり方などを検討し事務の効率化を図る。 |
| 10603 住民主体による住環境づくり | 1,124 | 講演会2回,勉強会9回,実践講座1回を開催した。周知用のパンフレット2,000部を増刷し市の施設等に設置。職員の技術向上のため研修会への参加2回。その他,先進自治体視察研修を5市実施し,その内1市はまちづくり講座に参加した。 |
| | 2,250 | まちづくり支援事業の周知活動として勉強会及び実践講座を開催予定。 |
| 10604 適切な公営住宅の供給 | 162,163 | 市営住宅団地数:24団地 管理戸数:862戸 現入居戸数:797戸 住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で市営住宅を供給し,入居対応及び退去を円滑に進めている。入居申込:183件(うち新規67件) 入居31件 退去37件 |
| | 143,380 | 12団地が耐用年数を超え,老朽化による修繕等の維持費が年々増加している。長期的視野に立った将来の市営住宅のあり方をまとめた「市営住宅長寿命化計画」の修繕計画に沿った具体的な政策を検討及び実施する必要がある。 |
| 合計 | 168,284 | - |
| | 157,404 | - |

施策評価調書

| | |
|------|--------|
| 対象年度 | 平成23年度 |
| 主管部 | 上下水道部 |
| 所管部 | - |
| | - |
| | - |

| | | |
|---------|--|--------------|
| 施策の大綱 | 第 1 節 自然と都市が調和した快適で住み良いまち | (快適の創造) |
| 施策名(3桁) | 107 | 安全な水の安定供給の確保 |
| 基本方針 | 水道未整備地区の解消を図るため、計画的な施設整備を推進するとともに、老朽施設の計画的な更新を進め、安定した生活用水を確保します。 地域水道ビジョン14及び水道事業基本計画を策定し、水道事業の経営の安定化を図ります。 | |
| 達成目標 | 安全で安心して飲める水が安定供給されている。 | |

| | 代表指標 | 現状値 | 実績 | | | 計画 | | 目標値 | |
|---|--------|-------|-----|-------|-------|--------|--------|--------|-------|
| | | (年度) | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | |
| 1 | 上水道普及率 | 74.9% | 数値 | 76.3 | 78.4 | 80.7 | 81.2 | 81.7 | 79.6% |
| | | H20 | 達成率 | 29.8% | 74.5% | 123.4% | 134.0% | 144.7% | |
| 2 | | | 数値 | - | - | - | - | - | |
| | | | 達成率 | - | - | - | - | - | |
| 3 | | | 数値 | - | - | - | - | - | |
| | | | 達成率 | - | - | - | - | - | |

| | |
|----------|---|
| 指標分析 | 給水人口は、沿線開発地区を中心に順調な伸びを示し、平成26年度目標値を上回る結果となった。特に沿線開発地区でのアパート・マンション・一般住宅の伸びが顕著にみられ普及率の向上につながったものと考えられる。 |
| 他市との比較 | 近隣市町村の上水道普及率(H22実績「茨城の水道」より) 日立市:99.2% 水戸市:99.5% ひたちなか市:97.3% 守谷市:98.6% 土浦市:96.0% 県南水道企業団:85.7% |
| つくば市の特殊性 | 本市は、可住地面積が広く、地形的に昔から地下水が豊富であったため、多くの非公営簡易水道が組織され現在も100箇所を超える組合が点在している。これらの地域は、依然として地下水への愛着が強いことに加え上水道への切替えには給水装置工事費や加入金等の費用が発生すること、上水道との料金格差があること等の理由により上水道への切替えが進まず普及率の向上を妨げる要因になっている。 |
| これまでの取組 | 新規の管路整備事業は、主に、上水道の加入が見込めるTX沿線開発地区を中心に事業を行ってきた。また、普及率向上のため、給水要望地区での住民説明会、未加入宅への戸別訪問、アンケート調査、「まつりつくば」等各種イベントでのPR活動などを実施し加入促進に努めてきた。 |
| 課題 | つくば市の特殊性にもあるように、今後の普及率向上のためには、非公営簡易水道から上水道への切替えに向けた対策をどうするかが課題である。 |
| 今後の展開 | 上水道未普及地域の解消を図るため、主に未普及地域への幹線整備を計画的に実施するとともに、非公営簡易水道から上水道への切替えがスムーズに行えるよう引き続き加入促進を実施していく。 |

| | | | |
|----------------|--|------|---------------------|
| 自己評価(主管部署評価) | | 評価区分 | :高い, :低い(取組の見直しが必要) |
| 達成目標に対する取組の妥当性 | TX沿線開発地区や周辺地区の施設整備を計画的に行い未整備地区の解消を図るとともに改良計画に基づく老朽施設の更新事業を進めてきたことで、安全で安心して飲める水が安定供給される地区の普及が着実に増加しているため、取組の妥当性が高いといえる。 | | |
| 評価 | | | |
| 代表指標に対する取組の有効性 | 新規需用者の増加が見込めるTX沿線開発地区や上水道への切替えを要望している地区の整備事業を優先的に進めたことで早期に計画目標値を達成できたことは、目標に対する施策の取組の有効性は高いといえる。 | | |
| 評価 | | | |
| 施策の必要性 | 市民生活を支えるうえで重要な役割をはたす上水道のインフラ整備は、安全な水の安定供給の確保には欠かすことのできないものであり、また、周辺地区新規住民からの要望も高いことから、当市の特殊性も踏まえ引き続き実施していくことが必要である。 | | |
| 評価 | | | |

| 施策番号 施策名 | H23決算額 | 取組実績 |
|-------------------------|-----------|---|
| | H24予算額 | 取組計画(状況) |
| 10701 安全で安定した生活用水の供給 | 973,032 | ・東日本大震災にる管路及び施設の復旧工事等 ・改良計画に基づく研学中心地区の老朽管の改良工事 ・TX沿線開発地区内(葛城・萱丸地区等)の上水道整備 |
| | 1,355,872 | ・老朽化した配水施設の改良工事(ポンプ改良工事) ・TX沿線開発地区内の上水道整備(葛城・萱丸地区等) ・改良計画に基づく研学中心地区の老朽管の改良工事 |
| 10702 水道事業の経営の安定化 | 159,752 | ・包括的な民間委託による上下水道徴収業務委託(H22からの継続) ・加入促進用ペットボトルウォーターの製造委託 ・水道メータ検定期間満了に伴う修理引換事業 |
| | 159,599 | 引き続き経費の節減を図りながら前年同様の事業に取り組んでいく。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | 1,132,784 | - |
| | 1,515,471 | - |

施策評価調書

| | |
|------|--------|
| 対象年度 | 平成23年度 |
| 主管部 | 上下水道部 |
| 所管部 | - |
| | - |
| | - |

| | | | |
|---------|---|---------------------|------------|
| 施策の大綱 | 第 1 節 | 自然と都市が調和した快適で住み良いまち | (快適 の創造) |
| 施策名(3桁) | 108 | 快適な生活を支える下水道の整備 | |
| 基本方針 | 公共用水域の水質汚濁防止や公衆衛生の改善に向けて、公共下水道事業を推進するとともに、供用開始区域内未利用者への水洗化の普及啓発を図ります。 | | |
| 達成目標 | 汚水が適切に処理され、河川や湖沼などの水質汚染が防止されている。 | | |

| | 代表指標 | 現状値 | 実績 | | | 計画 | | 目標値 | |
|---|--------|-------|-----|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | | (年度) | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | |
| 1 | 水洗化率 | 92.2% | 数値 | 92.5 | 92.9 | 93.1 | 93.2 | 93.3 | 92.6% |
| | | H20 | 達成率 | 75.0% | 175.0% | 225.0% | 250.0% | 275.0% | |
| 2 | 下水道普及率 | 78.5% | 数値 | 79.1 | 80.2 | 80.6 | 80.8 | 81.1 | 81.4% |
| | | H20 | 達成率 | 20.7% | 58.6% | 72.4% | 79.3% | 89.7% | |
| 3 | | | 数値 | - | - | - | - | - | |
| | | | 達成率 | - | - | - | - | - | |

| | |
|----------|--|
| 指標分析 | 計画的な下水道整備の推進、広報普及活動により、水洗化率・下水道普及率ともに年々増加している。 |
| 他市との比較 | 平成22年度末茨城県平均(水洗化率87.0%、下水道普及率57.2%) 平成22年度末下水道水洗化率32市のうち第7位 平成22年度末下水道普及率32市のうち第6位 |
| つくば市の特殊性 | 研究学園都市建設、TX開通等による開発に伴い、下水道事業を推進し、下水道整備面積、下水道接続件数が増加している。 |
| これまでの取組 | 市民の安全で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全のため、全体計画に基づき下水道管渠整備を行った。未接続者への訪問や広報等の下水道利用促進の啓蒙活動を実施して、年間約1,400件の接続件数になっている。 |
| 課題 | 既存集落は、必要性和費用対効果を十分勘案した計画的な下水道整備が求められる。建設後35年を経過した下水道施設があるため、今後老朽化による修繕の必要性等により、維持管理費の増加が見込まれる。 |
| 今後の展開 | TX沿線の土地区画整理事業の進捗に併せた整備と、既存集落は、下水道整備の必要性和費用対効果を十分勘案し計画的な整備を進め早期接続を目指す。また施設の維持管理は、予防保全的な管理を行うとともに、長寿命化を含め計画的な改築等を行い、事故の未然防止とライフサイクルコストの最小化を目指すとともに、供用開始区域内未利用者への水洗化の普及啓発を図る。 |

| 自己評価(主管部署評価) | | 評価区分 | :高い, :低い(取組の見直しが必要) |
|----------------|--|------|---------------------|
| 達成目標に対する取組の妥当性 | 公共用水域の水質汚濁防止や公衆衛生の改善に向けて、公共下水道の整備を推進するとともに、管渠・ポンプ場等の維持管理及び修繕などの事業を執行しており、目標に対する施策の取組の妥当性は高いといえる。 | | |
| 評価 | | | |
| 代表指標に対する取組の有効性 | 市民の生活環境を確保し、水質汚濁防止を図りながら計画的に下水道整備を推進するとともに、下水道接続のための広報普及活動等により、水洗化率・下水道普及率が向上しているのので、有効性が高い。 | | |
| 評価 | | | |
| 施策の必要性 | 汚水が適切に処理されることにより、河川や湖沼等の公共用水域の水質汚濁防止につながるのので、公共下水道の整備、維持管理等の下水道事業は、市民の生活環境を守るために必要である。 | | |
| 評価 | | | |

| 施策番号 施策名 | H23決算額 | 取組実績 |
|--------------------------------|-----------|---|
| | H24予算額 | 取組計画(状況) |
| 10801 公共下水道の整備及び 維持管理の推進 | 8,892,181 | TX沿線の土地区画整理事業の進捗に併せた整備と、整備の遅れている既存集落の整備を実施し、126.4haの整備を完了させた。また下水道施設の長寿命化を図るため、ポンプ場25箇所、マンホールポンプ241箇所、流量計30箇所等下水道施設の点検、清掃、修繕補修などの適切な維持管理を継続的に行い市民の快適な生活環境を確保した。 |
| | 8,274,165 | TX沿線の土地区画整理事業の進捗に併せた整備と、既存集落は、下水道整備の必要性和費用対効果を十分勘案しながら計画的に整備を進めていく。また安全性を十分確保しながら、下水道施設の維持管理を進め、河川等の水質汚濁防止及び、市民の生活環境の向上を図る。 |
| 10802 下水道事業の経営の健全化 | 25,072 | 受益者負担金及び分担金 徴収金額 167,022,740円 滞納額 徴収金額 3,856,840円 |
| | 19,760 | 受益者負担金制度の理解を促し、収納率の向上を図る。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | 8,917,253 | - |
| | 8,293,925 | - |